

法律名	揮発油等の品質の確保等に関する法律
施行年	昭和51年 H15年改正
目的	この法律は、国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について、適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もつて消費者の利益の保護に資することを目的とする。（第1条）。
対象者	揮発油、軽油及び灯油の生産業者、輸入業者、販売業者（第2条）
規制対象事業規模	特ない
規制内容	<p>バイオマスで、廃油等を原料として、揮発油、軽油、灯油などを製品とする場合、あるいはそれら製品の原料とする場合、この法律が定める規格を守らねばならない。また、食品残差などを原料としてエタノールを製造する場合、最終製品である揮発油、軽油、灯油に混入が許される範囲もこの法が定める規格による。</p> <p>「揮発油」の定義は次の通り。炭化水素油であって、経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法による減失量加算九十パーセント留出温度が百八十度を超えない範囲内で経済産業省令で定める温度（180°、施行規則第1条の4）以下のもの（第2条）。</p> <p>「軽油」の定義は次の通り。炭化水素油であって、経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法による九十パーセント留出温度が三百六十度を超えない範囲内で経済産業省令で定める温度（360°、施行規則第2条の4）以下で、かつ、温度十五度における比重が〇・八七五七以下のもの（温度十五度における比重が〇・八三以上で経済産業省令で定める試験方法による十パーセント残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が経済産業省令で定める割合以上のもの、第二項に規定する揮発油及び第七項に規定する灯油を除く）（第2条）。</p> <p>「灯油」の定義は次の通り。炭化水素油であって、経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法による九十五パーセント留出温度が二百七十度を超えない範囲内で経済産業省令で定める温度（270°、施行規則第2条の9）以下のもの（第二項に規定する揮発油を除く。）（第2条）。</p>

揮発油の販売事業者は、経済産業省の定めた規格に合わないものを自動車の燃料として消費者に販売してはならない（第11条）とある。同様に軽油の販売事業者は、規格に合わない軽油を自動車の燃料として販売できない（第17条の7）し、灯油の販売事業者は規格に合わない灯油を屋内用燃焼燃料としては販売できない（第17条の9）。この場合の軽油には自動車用燃料として使える灯油・重油も含まれる（施行規則第22条の2）

揮発油の規格は次の通り（施行規則第10条）。

- 一 鉛が検出されないこと。
- 二 硫黄分が〇・〇一質量百分率以下であること。
- 三 メチルターシャリーブチルエーテルが七体積百分率以下であること。
- 四 酸素分が一・三質量百分率以下であること。
- 五 ベンゼンが一体積百分率以下であること。
- 六 灯油の混入率が四体積百分率以下であること。
- 七 メタノールが検出されないこと。
- 八 エタノールが三体積百分率以下であること。
- 九 実在ガムが百ミリリットル当たり五ミリグラム以下であること。
- 十 オレンジ色であること。

軽油の規格は次の通り（施行規則第22条）。

- 一 硫黄分が〇・〇五質量百分率以下であること。
- 二 セタン指数が四十五以上であること。
- 三 九十パーセント留出温度が三百六十度以下であること。
(なお、揮発油と軽油の上記規格は、道路運送車両法・保安基準の別表第1の2と同じ)

灯油の規格は次の通り（施行規則第27条）

- 一 硫黄分が〇・〇〇八質量百分率以下であること。
- 二 引火点が四〇度以上であること。
- 三 セーボルト色がプラス二十五以上であること。

ガソリンの場合、通称レギュラー、ハイオクとある標準揮発油の基準があるが、軽油の場合も標準軽油の基準があり（施行規則第23条）、それは以下の通り。これは守らなくとも販

	<p>売はできる。</p> <p>一 硫黄分が〇・〇五質量百分率以下であること。</p> <p>二 セタン指数が四十五以上であること。</p> <p>三 九十パーセント留出温度が三百六十度以下であること。</p> <p>四 引火点が四十五度以上であること。</p> <p>五 流動点が別表第二の地域及び月の区分に応じ同表に掲げる数値以下であること。</p> <p>六 目詰まり点が別表第二の地域及び月の区分に応じ同表に掲げる数値以下であること。ただし、同表中「零下二十度」とあるのは「零下十二度」と、「零下七・五度」とあるのは「零下五度」と、「零下二・五度」とあるのは「零下一度」と、「五度」とあるのは「規定せず」と読み替えるものとする。</p> <p>七 十パーセント残油の残留炭素分が〇・一質量百分率以下であること。</p> <p>八 動粘度が一・七平方ミリメートル毎秒以上であること。</p> <p>揮発油の生産をする場合、上記の規格に合うことを確認しなければならない（第17条の3）。その検査・分析は指定分析機関に委託できる（第17条の3・2）。軽油の生産（第17条の8）灯油の生産（第17条の10）についても同じ。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油から再生した燃料を自動車用の燃料として生産する場合や、エタノールを混ぜて自動車用燃料とする場合は、この法律に抵触する。ガソリンにエタノールを混ぜる場合は3%が上限となっている。 ・バイオディーゼルの燃料も、標準軽油の基準に品質を近づけた方がマーケティングはしやすい。 ・アルコールの混入量が多いと、エンジンが焼き付くなどの故障の原因になると、経済産業省のホームページで警告している（2004/3現在）
資源分類	製材工場等残材、食品廃棄物、水産物残差、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	高分子成分分離、工業原料化、新材料合成

ビジネスプロセス	生産、運営管理（製品規格、品質管理）、流通、販売
関連法	道路運送車両法・保安基準